

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### ■盛岡市まちづくり三法連絡調整委員会の設置

庁内組織として、副市長を長とし、関係部長等で構成。計画策定や今後の事業実施等について協議を行なっている。

また、下部組織として、幹事会（関係課長）、計画策定・土地利用部会（担当者）を組織し、具体的内容について協議を行なっている。

委員名簿		幹事名簿	
役職	氏名	役職	氏名
副市長	池田 克典	商工観光部次長	下長根正則
市長公室長	岩館 仁	都市整備部次長	鈴木 幸雄
総務部長	岩野 光進	市長公室企画調整課長	東藤 郁夫
財政部長	泉山 良男	総務部管財課長	藤井 敬芳
市民部長	川村 一男	財政部財政課長	獅子内建二
環境部長	工藤 雄司	市民部市民活動推進課長	小野寺 功
保健福祉部長	扇田 竜二	環境部環境企画課長	伊藤 純
商工観光部長	佐藤 光彦	保健福祉部地域福祉課長	浅沼 秀夫
農林部長	八重樫康治	保健福祉部介護高齢福祉課長	亀山 助正
建設部長	阿部 勉	商工観光部商工課長	高橋 輝夫
都市整備部長	新沼 正博	商工観光部観光課長	志賀 達哉
下水道部長	川口 節雄	建設部道路建設課長	及川 栄志
水道部長	藤村 裕蔵	建設部交通政策課長	古山 裕康
教育部長	宇夫方正人	建設部建築住宅課長	齊藤 喜範
		都市整備部都市計画課長	藤島 裕久
		都市整備部市街地整備課長	菊池 昭二
		教育委員会歴史文化課長	武藤 英富
		教育委員会歴史文化施設開設準備室主幹	田山 浩充

#### ○活動経緯

平成 18 年 5 月 24 日	設置	
平成 18 年 5 月 31 日	第 1 回委員会	設置趣旨、三法改正の概要、今後の方針
平成 18 年 6 月 8 日	第 1 回幹事会	設置趣旨、三法改正の概要、今後の方針
平成 18 年 8 月 4 日	第 2 回幹事会	国の説明会の概要等
平成 18 年 8 月 11 日	第 1 回土地利用部会	三法改正の概要
平成 18 年 10 月 19 日	第 3 回幹事会	国の基本方針、認定申請マニュアル等
平成 18 年 11 月 9 日	第 1 回計画策定部会	国の基本方針、認定申請マニュアル等
平成 18 年 11 月 29 日	第 2 回土地利用部会	特別用途地域設定の方針等
平成 18 年 12 月 27 日	第 2 回計画策定部会	標準様式への記載結果、計画事業等
平成 19 年 1 月 30 日	第 3 回計画策定部会	標準様式への記載結果等
平成 19 年 2 月 5 日	第 4 回幹事会	標準様式への記載結果等
平成 19 年 2 月 9 日	第 5 回幹事会	基本方針、区域、目標、事業内容等

平成 19 年 2 月 13 日	第 2 回委員会	標準様式への記載結果、活性化協議会設置
平成 19 年 3 月 29 日	第 6 回幹事会	内閣府との事前協議の内容報告
平成 19 年 6 月 28 日	第 7 回幹事会	内閣府への事前協議用資料等
平成 19 年 10 月 12 日	第 8 回幹事会	内閣府との事前協議資料等
平成 20 年 1 月 7 日	第 9 回幹事会	計画概要報告等
平成 20 年 1 月 7 日	第 3 回委員会	計画概要報告等
平成 20 年 5 月 27 日	第 10 回幹事会	計画案協議
平成 20 年 5 月 27 日	第 4 回委員会	計画案協議

### ■盛岡市中心市街地活性化対策事務局の設置

平成 19 年 12 月 1 日、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する組織として、市長部局に、商工観光部次長を事務局長とし、関係部の職員で構成される盛岡市中心市街地活性化対策事務局を設置した。

当該事務局は、盛岡市中心市街地活性化基本計画の策定、基本計画に基づく施策の推進及び総合調整、並びにその他中心市街地の活性化に関することを行う。

平成 20 年 1 月 21 日	第 1 回対策事務局会議	計画内容協議
平成 20 年 1 月 29 日	第 2 回対策事務局会議	計画内容協議
平成 20 年 2 月 7 日	第 3 回対策事務局会議	計画内容協議

### ■（公園通り）菜園通りまちづくり協議会への参画

当該協議会に参画し、菜園通りの歩道の整備を始め、交通機能の充実により中心市街地活性化につながる整備計画について協議を行なっている。

### ■盛岡スクエア総合政策室への参画

盛岡スクエアは、中心市街地の面的魅力向上を図るために、平成 14 年 3 月に盛岡大通商店街協同組合、映画館通りまちづくり協議会、東大通商業振興会、川徳、ダイエー盛岡店（現在は MOSS）の 3 商店街、2 大型店で構成し、共同販売促進事業などを実施している。

同総合政策室は、この取り組みを基盤に、面的取り組みの今後のビジョン策定し、事業を推進するために、平成 18 年 10 月に設置され、当市からも委員として参画している。

概ね、2 ヶ月に 1 回のペースで開催し、事業の構想を構築するものである。

### ■盛岡市商店街連合会企画委員会への参画

盛岡市商店街連合会が実施する商店街活性化事業について、企画実施する同委員会に当市からも委員として参画し、当市が実施する事業との調整も含め、意見交換等を行なっている。

### ■八幡町界限まちづくりの会との連携

中ノ橋通一丁目八幡町線道路整備事業によるコミュニティ道路の整備を契機として、八幡町周辺のまちづくりを検討する地元の組織として、地元町内会、商店街関

係者等により平成17年1月に設立された。道路整備やまちづくりについて、勉強会の開催やかかわり版の発行等を当市と連携し進めている。

#### ■暮らし・にぎわい再生委員会参画

盛岡バスセンター周辺地区の再開発や八幡町通、馬検場周辺地区など、河南地区の賑わい創出について事業関係者も含め、横断的に協議する組織として平成18年6月に設置された。

当市からも委員として参画し、河南地区のにぎわい再生に向けた事業実施について意見交換等を行なっている。

また、平成18年度、当該地区について国土交通省の「暮らし・にぎわい再生事業」の計画コーディネート調査事業補助を受け、再生計画を作成し、中心市街地活性化基本計画の基礎資料として活用している。

#### ■マリオスロード地区協議会への参画

盛岡駅西口の整備事業に伴い、地元町内会、地元商店街等により組織され、地区の活性化に向け、各種イベントの実施や地区のコンセンサス形成事業等に取り組んでいる。

当市からも委員として参画し、意見交換等を行なっている。

#### ■関係機関による情報交換会の実施

まちづくり三法改正に伴い、今後の対応を協議する組織として、岩手県経営支援課が設置し関係機関で横断的に情報交換を含め、中心市街地活性化基本計画策定や中心市街地活性化協議会の設置、特別用途規制、今後の事業実施等について担当者レベルで協議を行なっている。

構成は、岩手県経営支援課、岩手県盛岡地方振興局産業振興特命課、盛岡商工会議所、盛岡まちづくり(株)、盛岡市商工課、盛岡市都市計画課、盛岡市市街地整備課で、概ね、月1度の開催となっている。

## [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化法第 15 条に基づき、盛岡商工会議所及び盛岡まちづくり株が主体となり、平成 19 年 1 月に「盛岡市中心市街地活性化協議会」を設置している。

協議会の構成は、設置主体である、盛岡商工会議所や盛岡まちづくり株をはじめ、計画事業を勘案し、商業者や交通事業者、地域経済団体、医療関係者、福祉関係者、行政機関等で構成され、下部組織として、幹事会、専門部会を設置し、市民団体も含め、幅広く意見交換が可能な体制となっている。

なお、平成 20 年 3 月 25 日、計画案に対する意見書が市長あて提出された。

### ■設置日

平成 19 年 1 月 23 日

### ■活動経過

平成 19 年 1 月 23 日	第 1 回盛岡市中心市街地活性化協議会
平成 19 年 1 月 23 日	第 1 回盛岡市中心市街地活性化協議会幹事会
平成 19 年 2 月 22 日	第 1 回盛岡市中心市街地活性化協議会専門部会
平成 19 年 3 月 12 日	第 2 回盛岡市中心市街地活性化協議会専門部会
平成 19 年 3 月 28 日	第 3 回盛岡市中心市街地活性化協議会専門部会
平成 19 年 7 月 13 日	第 2 回盛岡市中心市街地活性化協議会・幹事会
平成 19 年 11 月 5 日	第 4 回盛岡市中心市街地活性化協議会専門部会
平成 19 年 12 月 10 日	専門部会等を対象にアンケート調査実施
平成 20 年 1 月 28 日	第 5 回盛岡市中心市街地活性化協議会専門部会
平成 20 年 2 月 8 日	第 3 回盛岡市中心市街地活性化協議会幹事会
平成 20 年 2 月 27 日	第 3 回盛岡市中心市街地活性化協議会
平成 20 年 3 月 25 日	盛岡市へ意見書提出

### ■盛岡市中心市街地活性化協議会構成員名簿

区分	法令根拠	構成員・団体等	協議会委員		備考
経済活動の向上(共同設置者)	法第 15 条第 1 項	盛岡商工会議所	会頭	永野 勝美	会長
都市機能の推進[共同設置者]	"	盛岡まちづくり(株)	代表取締役社長	玉山 哲	
商業者	法第 15 条第 4 項	盛岡市商店街連合会	会長	吉田 莞爾	
交通事業者	法第 15 条第 4 項	東日本旅客鉄道(株)	盛岡支社長	早瀬 藤二	
"	"	岩手県交通(株)	代表取締役社長	山下 勉	
医療福祉	法第 15 条第 4 項	(社)盛岡市医師会	会長	臼井 康雄	
"	"	盛岡市社会福祉協議会	会長	東島 末起	
地域住民代表	法第 15 条第 4 項	盛岡市町内会連合会	会長	晴山 貞美	

〃	〃	岩手県消費者団体連絡協議会	会長	高橋 克公	
建設事業者	法第15条第4項	岩手県建設業協会	会長	宮城 政章	
行政	法第15条第4項	盛岡市商工観光部	部長	佐藤 光彦	
(市町村)	〃	盛岡市都市整備部	部長	新沼 正博	
地域経済	法第15条第8項	(財) 岩手経済研究所	副理事長	伊藤 孝次郎	
〃	〃	東北電力(株) 岩手支店	執行役員岩手支店長	佐尾 玄	
〃	〃	(株) 岩手銀行	代表取締役頭取	高橋 真裕	
地域メディア	法第15条第8項	(株) 岩手日報社	代表取締役	三浦 宏	
オブザーバ	法第15条第7項	盛岡地方振興局	企画総務部 部長	大谷 陽一郎	

(平成20年3月31日現在)

### ■盛岡市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

	区分	所属・役職等	氏名	備考	
協議会構成団体等幹事	共同設置者	盛岡商工会議所	副会頭	玉山 哲	幹事長
	〃	盛岡商工会議所	専務理事	小原 富彦	
	〃	盛岡商工会議所 まちづくり委員会	委員長	松本 静毅	
	〃	盛岡商工会議所 青年部	副会長	岩井 淳	
	〃	盛岡商工会議所 女性会	会長	林 晶子	
	〃	盛岡まちづくり(株)	マネージングディレクター	和泉 裕	
	商業者	盛岡大通商店街協同組合	理事長	吉田 莞爾	
	〃	盛岡市肴町商店街振興組合	理事長	豊岡 卓司	
	〃	盛岡駅前商店街振興組合	理事長	村上 肅	
	〃	盛岡材木町商店街振興組合	理事長	宮沼 孝輔	
	〃	盛岡ターミナルビル(株)	代表取締役社長	稲垣 義孝	
	交通事業者	岩手県交通(株)	専務取締役	上野 聖二	
	医療福祉	盛岡市社会福祉協議会	常務理事	川村 憲司	
	地域住民代表	盛岡市町内会連合会		大里 二三	
	〃	盛岡消費者友の会	会長	伊東 泰子	
	行政	盛岡市商工観光部商工課	課長	高橋 輝夫	
〃	盛岡市都市整備部都市計画課	課長	平野 耕一郎		
〃	盛岡市都市整備部市街地整備課	課長	菊池 昭二		
協議会構成団体以外の幹事	商業者	(株) 川徳	代表取締役社長	川村 宗生	
	〃	(株) ジョイス	代表取締役社長	小苺米 淳一	
	〃	イオン(株) 北日本カンパニー青森岩手事業部	事業部長	天野 義昭	
	交通事業者	盛岡地区タクシー業協同組合	理事長	工藤 宏	

	医療福祉	アクセシブル盛岡	代表	石川 紀文	
	有識者	(社) 盛岡青年会議所	理事長	清水 成樹	
	"	NPO法人政策21	副理事長	水上貴雄	
	"	(財) いわて産業振興センター	新事業支援グループリーダー	山本 忠	
	"	岩手県建築士会	副会長	中居 敬一	
	"	岩手大学	助教授	南 正昭	
	"	岩手県立大学	宮古短期大学 教授	芝田 耕太郎	
	"	岩手医科大学	企画部 企画部長	高橋 俊雄	
オブザーバー		盛岡地方振興局 企画総務部	産業振興特命課 課長	宮澤 一久	
		国土交通省東北地方整備局	岩手河川国道事務所計画課 課長	今野 裕美	
		盛岡東警察署	生活安全課 課長	菊池 有市	
		(独法) 都市再生機構東日本支社	都市再生企画部 全国まちづくり第1チーム チームリーダー	朝隈 誠	

(平成20年3月31日現在)

## ■ 盛岡市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成20年3月25日

盛岡市長 谷藤 裕明 様

盛岡市中心市街地活性化協議会  
会長 永野 勝美

盛岡市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書の提出について

中心市街地活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、盛岡市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を別添の通り提出いたします。

盛岡市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見

盛岡市中心市街地活性化協議会

盛岡市中心市街地活性化協議会は、まちづくりに関係する各団体、有識者等で構成し、平成19年1月23日に設置いたしました。

本協議会では、下部組織として、幹事会を設け、盛岡市の計画策定の考え方を伺いな

がら、集中的に協議を行って参りました。

最終的に、平成20年1月11日付けで盛岡市長から基本計画（案）について諮問を受け、これまでの協議を踏まえながら意見を取りまとめました。

協議の結果、計画案は中心市街地の区域を見直し、コンパクトなエリアに集中的に事業を展開し、活性化を進めようとするものであり、盛岡市の強み、弱みも的確に分析された上で方針等が定まっております、期間内における中心市街地活性化の計画として、総じて妥当という結論に至りました。

事業展開においても、特に道路整備事業については、中心市街地活性化の観点から、既存の都市計画に掲げられた事業を早急に進めようとする市当局の強い姿勢が感じられ、ご期待申し上げるところであります。

盛岡の地域資源を生かした特徴的な事業メニューも欲しいといった声をはじめ、様々な意見が出されたところであり、それらを踏まえ、今後の基本計画の実施にあたり配慮いただきたい点を付記いたします。

本協議会の意見の中には、さらに議論を深める必要のある事項もあり、今後の事業化に向けた検討、協議を経て、適時な段階で基本計画の変更により計画に盛り込むなど、柔軟な対応をお願いするものであります。

また、計画案に掲げられた事業計画には、民間主体で実施しようとするものも多く、広く市民・NPOなどの参画が期待される事業もありますが、市としての主導性が期待される所であり、今後の計画事業の具体的な実施計画の策定や展開に当たっては、市民・関係団体の理解と協力を得るため、適時適切な説明に努めていただくよう要望いたします。

最後に、本計画の策定、認定後の計画の着実な実施に向け、市のより一層のご努力をお願いするとともに、本協議会におきましても、今後とも、基本計画で目指す中心市街地の姿を実現するため、支援、協力を申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### (1) 中心市街地活性化の取り組みについて

盛岡市において、旧中心市街地活性化基本計画を見直し、新たな計画策定に鋭意取り組まれていることは誠に時宜を得ており、高く評価する所です。

認定後の計画事業の取り組みに当たっては、本協議会としては、基本計画の進捗状況、新たに生起する課題、テーマなどに対応するため、適宜、事業実施者、地権者、地域住民の皆様をはじめ、学識経験者などを加えながら、計画の遂行に必要な調査研究や検討を行うなど、役割を果たして参ります。

盛岡市におかれましても、庁内横断的に設置された「中心市街地活性化対策事務局」を窓口にも、本市の行政の立場から中心市街地活性化が着実に、そして確実に進むよう適切かつ的確な取り組みを期待いたします。

##### (2) まちづくりの基本的な考え方について

まちづくりの基本的な考え方として、「総合計画基本構想」、「地域再生計画」及び「都市計画マスタープラン」を掲げており、それぞれの計画の目指すところについては理解するものです。今後は、これらの計画と中心市街地活性化のコンセプトの整合性を図りながら、各種の事業に取り組んでいただきたい。

(3) 計画の戦略性の明確化について

基本的なテーマ「触れる・感じる・楽しむ」を基本方針、目標の順に具体化していく過程で、取り組みの主体、対象を明確にしながら、具体的事業に連動させることにより計画全体の戦略性を明確にしていくべきであります。また、市民の認識・協働参加の必要性に関する戦略も明確にすることが必要であり、これらに対する的確な対応をお願いしたい。

(4) 中心市街地の区域設定について

東西を軸に街の特徴を活かしながら、5年間で重点的に活性化を図る区域として具体的事業が集中している218haを計画区域とすることについては適切と考えます。

また、今回の計画区域として示されなかった鉾屋町地区などは、街なか観光のスポットのひとつであり、マンション立地が著しい清水町、下ノ橋町、本町通等は、街なか居住が進んでいる地区であることから、計画区域と連携した事業を実施することなど今後検討していくことを望みます。

(5) まちなか居住の推進について

中心市街地活性化のためには、まちなか居住の推進も必要であり、今後、超高齢化社会に向けた居住環境の向上、盛岡の景観保持、子育て世代にも配慮した住宅整備などについて適切に誘導、指導していただきたい。



### [3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

#### (1) 地域ぐるみでの取り組みの状況

##### ■いわてまちづくりフォーラムへの参加

- 日 時 平成18年11月25日 11:00～16:45
- 場 所 アイーナ研修室
- 主 催 岩手自治体学会（いわてまちづくりフォーラム）
- テーマ 民力の活用と地域の創造に向けて
- 内 容 改正まちづくり三法を切り口に、今後のまちづくりについて討議
  - ・ 藤島裕久（盛岡市都市整備部都市計画課課長補佐）
  - ・ 豊岡卓司（盛岡市肴町商店街振興組合理事長） ほか

##### ■まちづくりシンポジウムへの参加

盛岡市のみならず、青森市、秋田市、弘前市の現状と将来像などについて考察を行ないました。盛岡市民をはじめ、北東北国立大学関係者、行政関係者など、幅広い参加により開催された。

- 日 時 平成19年2月17日 13:30～
- 場 所 岩手教育会館
- 主 催 岩手大学、弘前大学、秋田大学（北東北国立3大学連携推進研究プロジェクト・まちづくりシンポジウム実行委員会）
- テーマ 人口減少社会のまちづくりと中心市街地
- 参加者 約 80名
- 内容
  - [基調講演] 鈴木浩（福島大学教授）「地域社会再生とまちづくり」
  - [パネルディスカッション]
    - ・ 森 樹男（弘前大学教授）「弘前・盛岡・秋田の中心市街地は今」
    - ・ 加藤 博（青森市まちづくりあきんど隊）
    - ・ 「コンパクトシティと中心市街地活性化」
    - ・ 岩動 志乃夫（東北学院大学教授）「秋田市の都市構造と商業地の変容」
    - ・ 佐藤 光彦（盛岡市商工観光部長）「歩いて楽しむまち盛岡」
  - [コーディネーター]・井上 博夫（岩手大学教授）

##### ■中心市街地活性化シンポジウムへの参加

「住民参加のまちづくり」をテーマに盛岡に暮らす市民が「自らが気づき、自らが考えて実践する」ための協働作業のあり方などについて議論を深めることを目的に開催された。

- 日 時 平成19年2月23日
- 場 所 プラザおでって「おでってホール」
- 主 催 盛岡まちづくり㈱、盛岡市中心市街地活性化協議会
- テーマ 「住民参加のまちづくり」
- 参加者 約 150名

○内容

基調講演：北川 正恭（早稲田大学大学院教授、マニフェスト研究所  
所長、前三重県知事）

「生活者起点のまちづくり ～多様な主体がつくるまちづくり～」

パネルディスカッション：

「市民の手によるまちづくり ～暮らし・にぎわい再生をめざして～」

[パネラー]

- ・服部 利明（(株)まちづくり長野タウンマネージャー）
- ・浅井 敏博（(株)アスク代表取締役、不動産カウンセラー）
- ・沢樹 舞（脚本家、映画「日本の自転車泥棒」脚本・制作）

[コーディネーター]

- ・芝田 耕太郎（岩手県立大学宮古短期大学部教授、不動産鑑定士、  
中小企業診断士）

■ “減クルマ” でまちづくり市民大会（フォーラム）

自家用車に代わり、バスや電車、タクシー、自転車や徒歩、または、今注目の LRT（新しい路面電車）を利用することで、人とまちと環境にやさしい交通のありかたを市民みんなで考えることを目的に開催された。

○日 時 平成 19 年 3 月 11 日（日）13:30～

○場 所 プラザおでって「おでってホール」

○主 催 “減クルマ” でまちづくり実行委員会

○参加者 約 90 名

○内容

基調講演：疋田 智 「“減クルマ” のすすめ」

事例紹介：小林 洋祐 「ドイツ暮らしの LRT 体験談」

ビジョン発表：石川 晃 「“減クルマ” ワークショップからの提案」

パネルディスカッション

「テーマ：エコ交通への転換を目指して」

- [パネラー]
- ・寺井 良夫（NPO 法人もりおか中津川の会）
  - ・戸館 弘幸（盛岡に LRT を走らせた隊）
  - ・若菜 千穂（NPO 法人いわて地域づくり支援センター）

[コーディネーター]・斎藤 純（盛岡自転車会議）

[講 評] ・元田 良孝（岩手県立大学教授）

(2) 基本計画案に対する市民意見

中心市街地の活性化にあたり、広く市民の意見を取り入れるため、平成 20 年 1 月 16 日から、2 月 4 日までの 20 日間、「盛岡市中心市街地活性化基本計画案」に対する市民意見の募集を行い、38 項目について意見があった。その結果については、本計画策定にあたり参考とした。

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### [1] 都市機能の集積の促進の考え方

#### (1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

##### ① 盛岡市総合計画 再掲

##### 1) 目指すまちづくりの基本理念

盛岡市は、城下もりおかのまちづくりから 400 年を超える歴史の中で、中津川や北上川、雫石川などの河川、市内から眺望できる岩手山や姫神山、市街地を囲む田園地帯と丘陵地などの優れた自然に恵まれながら、岩手県の県都として多くの都市機能が集積するとともに、東北新幹線や東北縦貫自動車道の高速交通及び国道 46 号や国道 106 号の横軸連携の結節点として、北東北の交流拠点の役割を担ってきました。

このような多くの市民により築かれてきた財産と個性を生かしながら、将来をみすえて新しい盛岡市を築いていくために、

- ・ 地域の個性を生かしながら新しい魅力を生み出す「継承と創造」のまちづくり
- ・ 多様な交流により賑わいがつくられる「求心力」のあるまちづくり
- ・ 市民一人ひとりが個性と能力を伸ばすことができる「人が生きる」まちづくり
- ・ 市民みずからがまちづくりの主体となる「市民起点」のまちづくり
- ・ 地域の将来に責任を持ち問題をみずから解決できる「自律」のまちづくり

を、これからの盛岡市のまちづくりの基本理念とします。

##### 2) まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念に基づき、目指す将来像を次のとおりとします。

**「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」**

盛岡の個性ある歴史・文化やまちを取り巻く美しい自然を保存継承しながら、多くの人を引きつける魅力と求心力を持つ都市づくりを行うとともに、地域の特性をいかした産業の振興、盛岡ブランドの確立などにより、少子高齢・人口減少社会にあっても、人々が集まり、多様な分野で活発な交流が展開されて、活力が生み出されるまち盛岡を目指します。

また、市民一人ひとりの自分が住むまちを良くしようとする心がかされた住みよい生活環境を持ち、人と人とが支え合える地域社会が形成され、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる、人にやさしいまち盛岡を目指します。

みずからの責任と権利のもとで地域の課題を解決し、自分たちのまちは自分たちで創るという自律のまちづくりを進めるとともに、広い視野と新しい発想で世界の市民と交流できる人と文化を育む、世界に通ずる「元気なまち盛岡」を実現します。

##### 3) コンパクトシティについて

盛岡市では、盛岡市総合計画基本構想に基づき、計画的な市街地形成と機

能集積によるコンパクトな都市形成を図ることとしており、現在、コンパクトシティの概念に基づいて、まちづくりを進めている。

また、「都市機能」と「豊かな自然環境」が共生する「コンパクトシティ盛岡」のまちづくりに向けて、地域の総合力をいかし、盛岡市の将来像である「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」の実現に取り組んでいく（平成19年8月盛岡市長選挙における現市長の公約マニフェストから）こととしており、次期総合計画策定にあたっては、引き続き、コンパクトシティの形成を目指すものとする。

## ② 盛岡市都市計画マスタープラン

### 1) 中心地域のまちづくりの目標

「都市の趣を大切にしたい元気で心豊かなまちづくり  
～水と歴史が育み人情と活気あふれる中心地域」

### 2) 中心地域のまちづくりの基本方針

#### ・人にやさしく元気なまちづくり

都市交通の円滑化を推進するため、効率的な交通網整備や適切な交通誘導を行うとともに、公共交通や自転車の利便性の向上と利用促進により交通混雑を緩和して、バスや自転車が似合うまちづくりをめざします。

また、歩行者が安心して快適に通行できる道路づくりのために、歩行空間の確保とバリアフリーやユニバーサルデザインに努めます。

あわせて、商店街の活性化や観光資源を活かした道路整備などによって、歩いて楽しく元気な中心市街地をめざして、地域と一体となったまちづくりを推進して行きます。

#### ・みんなで気づき、守り育てる盛岡の景観

大切な盛岡の都市景観を守り育て、後世に盛岡らしい景観を引き継ぐために、地域の景観形成に関するより一層の意識の醸成に努めて、岩手山眺望の確保や建築形態の規制など、まちの記憶を大切にしたい良好な都市景観の形成に向けた市民協働の景観づくりを行うと共に、中心市街地の活性化につながる積極的な景観の活用を図ります。

#### ・さあ始めよう！ 身近なところのまちづくり

まちなか居住の推進を図るとともに、地域の安心安全を支えるコミュニティの形成をめざして、新旧住民や世代を超えた交流を促進するため、身近な自然環境や公共施設、商店街を交流の場として充実を図り、皆が集える環境づくりを進めます。

また、来訪者にもやさしいまちづくりによって様々な交流を図りながら、この地に住まい、この地を愛する心を育む、より良いまちづくりを推進します。

## ③ 盛岡市地域再生計画（平成16年6月及び17年11月認定）

地域再生計画は、盛岡城跡を中心に中心市街地が高密度に形成された盛岡市の特性を活かし、市民やNPOとの協働を図りながら、次の観点によって『ま

ちなか観光』『まちなか居住』を推進することにより、中心市街地における観光や商業の活性化と市民の都心居住回帰を図り、活力ある地域経済の再生に努め、「再び訪れたいまち」「住みやすいまち」という元気なまちを実現しようとするものです。

### **まちなか観光**

『まちなか観光』は、次の施策により、恵まれた歴史的・文化的資源や自然環境を活かし、交流人口の増加を図ることにより、まちの活性化につなげようとするものです。

#### ・「歩いて楽しむまちづくり」

通り(ストリート)や周辺の広場を活用し、地域住民の参画の下に行う祭り、市、展示会、演奏会等のイベントやオープンカフェの開催、また、市内の祭りイベント会場周辺の通り(ストリート)における物販や各種の催しの開催によって魅力を高めた商店街と、市内に点在する歴史的、観光資源、また、まちなかを流れる川の河川敷や多くの橋を歩行や自転車で回遊・巡回し、盛岡の魅力に触れてもらおうとするもの。

#### ・「花と緑のガーデン都市づくり」

市民、事業者及び行政の協働により市内の商店街をハンギングバスケット等で飾り、花と緑・賑わいとるおいにあふれ、来訪する観光客に居心地のよい空間を楽しんでもらえるようなまちづくりを進めることにより、商店街の活性化と観光客の誘致を図ろうとするもの。

#### ・「観光関連事業の活性化」

観光ルート別運賃の導入によるタクシー観光の充実により広域を含めた区域での観光促進を図るとともに、秋まつりの円滑な実施や映画ロケ等の誘致促進により盛岡市の知名度の向上と観光客誘致を図ろうとするもの。

### **まちなか居住**

『まちなか居住』は、次の施策により、中心市街地に働く人と住む人を確保し、少子・高齢社会における都市中心部の活力を維持しようとするもの。

#### ・「商店街の利用促進」

通り(ストリート)や周辺の広場を活用し、地域住民の参画の下に行う祭り、市、展示会、演奏会等のイベントやオープンカフェの開催、また、市内の祭りイベント会場周辺の通り(ストリート)における物販や各種の催しの開催によって魅力を高め、日常的に中心市街地の商店街の利用が図られるようにしようとするもの

#### ・「安全で快適な都市空間の創出」

平成16年度に実施した大通トランジットモール社会実験を契機として、車から公共交通機関への転換促進、車に依存しない歩行者優先のまちづくりを進めることにより、誰もが安心して生活できる安全で快適な都市空間を創出しようとするもの

#### ・「盛岡市雇用推進計画」

中小企業の経営基盤強化への支援等による「企業活性化支援や民間活力による雇

用創出の推進」及び若年層雇用の促進等による「行政活動による雇用創出の推進」により、企業活動の活性化を図り、中心市街地における雇用の場を確保しようとするもの

・「地域資源の保護・保全」

地域と行政、NPO 団体等との協働を進め、「杜と水の都」の象徴である河川敷や橋の清掃、清らかな川の環境を保持する運動、公園の美化や緑化の推進に努め、快適でうまいのある都市空間を確保しようとするもの

## (2) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

### ① 大規模集客施設の郊外立地制限

大規模集客施設の郊外立地を制限するため、準工業地域における「特別用途地区」の都市計画変更（平成 19 年 11 月 30 日）と盛岡市特別用途地区建築制限条例の改正（平成 19 年 10 月 4 日議決・公布。平成 19 年 11 月 30 日施行）を行った。

なお、特別用途地区の都市計画変更については、第 142 回盛岡市都市計画審議会（平成 18 年 11 月 27 日）において具体的スケジュールを発表し、第 144 回盛岡市都市計画審議会（平成 19 年 5 月 28 日）及び第 146 回盛岡市都市計画審議会（平成 19 年 10 月 19 日）での審議を経て、関係機関の調整や都市計画手続きのうえ、平成 19 年 11 月 30 日に特別用途地区の都市計画変更を行ったものである。

### ② 中心市街地への商業施設の立地促進

大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化できる「特例区域」の設定について岩手県に提案し、商業集積が集約する中心市街地において魅力ある商業施設整備を誘導し、商業機能の一層の充実及び賑わい創出を図ります。

### ③ 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(県条例)

岩手県は、大規模集客施設が広域の都市構造へ及ぼす影響等に鑑み、大規模集客施設の立地誘導等に関する条例が平成 19 年 12 月議会で成立(平成 19 年 12 月 12 日)した。公布は平成 19 年 12 月 18 日、施行は平成 20 年 10 月 1 日である。

(主な内容)

- ・ 大規模集客施設は原則、商業地域または近隣商業地域が適切な地域とし、それ以外は原則、立地抑制が必要な地域とする。
- ・ 床面積 6,000 m<sup>2</sup>を超える特定大規模集客施設は、「立地が最も適切な地域」以外に立地する場合は、届出・説明会が必要となり、一定期間工事の着手に制限がかかる。
- ・ 新設の特定大規模集客施設の設置者は、毎営業年度終了後、地域貢献活動計画の実施状況を県に報告し、県はこれを公表する。

## [2] 都市計画手法の活用

### ■準工業地域における大規模集客施設の立地制限

都市の健全な発展と秩序ある土地利用の誘導を図るため、都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を制限するとともに、中心市街地の活性化を目的とし、準工業地域における特別用途地区の都市計画変更と建築制限条例の改正を行った。

第142回盛岡市都市計画審議会（平成18年11月27日）において具体的スケジュールを発表し、第144回盛岡市都市計画審議会（平成19年5月28日）及び第146回盛岡市都市計画審議会（平成19年10月19日）での審議を経て、関係機関の調整や都市計画手続きのうえ、平成19年11月30日に特別用途地区の都市計画変更と、建築制限条例の施行を行った。

#### 【スケジュール】

時 期	都市計画手続き等	建築制限条例関係
平成18年11月27日	都市計画審議会(方針説明)	
平成19年1月17日	岩手県事前説明(方針説明)	
平成19年2月9日	広域都市計画調整	
平成19年3月20日	岩手県事前協議	
平成19年4月下旬	関係機関協議（国土交通省、JRほか）	
平成19年5月28日	都市計画審議会（原案諮問）	
平成19年7月6日	公聴会の開催	
平成19年8月21日	法定説明会の開催	
平成19年10月4日		条例議決
平成19年10月19日	都市計画審議会(付議)	
平成19年10月29日	岩手県同意協議	
平成19年11月16日	岩手県同意	
平成19年11月30日	特別用途地区変更告示 都市計画図書の通知（国・県）	条例施行

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 盛岡市における庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況

盛岡市中心部における主な施設の立地状況は以下のとおりである。

■行政機関

[H19.3.31時点]

区分	No.	市中心部	所在地	市全体
盛岡市関係	1	盛岡市役所	内丸	240
	2	若園分庁舎	若園町	
	3	総合福祉センター	若園町	
	4	身体障害者福祉センター	若園町	
	5	保健センター	肴町	
	6	勤労福祉会館	紺屋町	
	7	働く婦人の家	肴町	
	8	女性センター	中ノ橋通一丁目	
	9	プラザおでって	中ノ橋通一丁目	
	10	盛岡駅西口サービスセンター	盛岡駅西通二丁目	
	11	盛岡市コミュニティ消防センター	大沢川原三丁目	
	12	長田町地区コミュニティ消防センター	長田町	
	13	本町地区コミュニティ消防センター	本町通一丁目	
	14	杜陵地区コミュニティ消防センター	肴町	
	15	八幡地区コミュニティ消防センター	八幡町	
	16	紺屋町地区コミュニティ消防センター	紺屋町	
岩手県関係	1	岩手県庁	内丸	43
	2	盛岡保健所	内丸	
	3	盛岡教育事務所	内丸	
	4	盛岡地方振興局	内丸	
	5	土木事務所	内丸	
	6	県民会館	内丸	
	7	県公会堂	内丸	
	8	県立図書館(アイーナ)	盛岡駅西通二丁目	
	9	県福祉総合相談センター	本町通三丁目	
	10	県民生活センター	中央通三丁目	
	12	いわてマルチメディアセンター	盛岡駅西通三丁目	
	13	県警察本部	内丸	
	14	盛岡東警察署	内丸	
	15	盛岡消防本部・中央消防署	内丸	
	16	岩手県住宅供給センター	長田町	
	17	岩手県土地開発公社	長田町	
	国関係	1	盛岡中央郵便局	
2		盛岡地方裁判所	内丸	
3		盛岡家庭裁判所	内丸	
4		盛岡簡易裁判所	内丸	
5		盛岡地方検察庁	内丸	
6		盛岡区検察庁	内丸	
7		盛岡地方法務局	内丸	
8		岩手行政評価事務所	内丸	
9		岩手労働局	中央通二丁目	
10		盛岡労働基準監督署	盛岡駅西通二丁目	
11		ハローワーク盛岡	紺屋町	
12		盛岡公安調査事務所	内丸	
13		盛岡財務事務所	内丸	
14		盛岡統計情報センター	内丸	
15		盛岡税務署	本町通三丁目	
16		社会保険事務所	盛岡駅西通二丁目	
17		自衛隊岩手地方連絡部	中央通三丁目	
18		仙台入国管理局盛岡出張所	菜園一丁目	
19		盛岡保護観察所	内丸	
20		ハローワークプラザ	菜園一丁目	
21		東北農政局	内丸	
22		中小企業基盤整備機構東北支部岩手事務所	盛岡駅前通	
23		環境省東北地区自然保護事務所盛岡自然保護官事務所	菜園一丁目	
24		国民生活金融公庫	菜園二丁目	
25		中小企業金融公庫盛岡支店	盛岡駅西通二丁目	
26		農林漁業金融公庫盛岡支店	大通一丁目	
27		農林水産長期金融協会盛岡支部	中央通二丁目	
28		鉄道建設運輸施設整備支援機構	盛岡駅前通	

資料:盛岡市商工観光部商工課



■医療福祉施設

[H19.3.31時点]

区分	No.	市中心部	所在地	市全体
保育園	1	とりょう保育園	肴町	50
	2	聖光保育園	長田町	
	3	キンダーホーム	清水町	
	4	MHナーサリー	盛岡駅前通	
老人福祉施設	1	盛岡駅西口老人デイサービスセンター	盛岡駅西通一丁目	122
	2	上田アイリスケアセンター	上田一丁目	
	3	ハッピー盛岡デイサービスセンター	本町通三丁目	
	4	ケアホームおさんぽ	松尾町	
	5	中央ケアサービス	松尾町	
	6	城南老人デイサービスセンター	神明町	
	7	デイサービスくるみ南大通	南大通三丁目	
	8	デイサービス言葉のかけ橋	中ノ橋通一丁目	
	9	デイサービスコムスン盛岡清水	清水町	
	10	盛岡駅西口地域包括支援センター	盛岡駅西通一丁目	
	11	上田介護支援センター	上田一丁目	
	12	城南介護支援センター	神明町	
	13	桜城老人福祉センター	大通三丁目	
	14	杜陵老人福祉センター	南大通一丁目	
身体障害者施設	1	岩手県視聴覚障害者情報センター	盛岡駅西通一丁目	7
	2	盛岡盲人ホーム	本町通三丁目	
	3	盛岡市立身体障害者福祉センター	若園町	
児童福祉施設	1	日赤岩手乳児院	中央通一丁目	106
	2	桜城児童センター	大通三丁目	
	3	杜陵児童センター	清水町	
	4	少年センター	若園町	
知的障害者福祉施設	1	知的障害者授産施設城南	神明町	16
精神障害者福祉施設	0	なし		2
婦人保護施設	0	なし		1
授産施設	0	なし		1
地域福祉センター	0	なし		1
世代交流センター	0	なし		1
福祉作業所	1	ででむし工房	神明町	14
	2	スポークケアナチュラルハウス	内丸	
介護保健施設	1	遠山病院	下ノ橋町	31
	2	石川外科麻酔科クリニック	清水町	
	3	内丸病院	本町通一丁目	
主な民間社会福祉団体	1	社会福祉法人盛岡社会福祉協議会	若園町	3
	2	財団法人盛岡市民福祉バンク	紺屋町	
病院・医院 (総合病院・病院・療養所)	1	岩手医科大学付属病院	内丸	460
	2	岩手県高度救命救急センター	内丸	
	3	遠山病院	下ノ橋町	
	4	栃内病院	肴町	
	5	内丸病院	本町通一丁目	
	6	夜間急患診療所	肴町	
	7	その他医院		

資料:盛岡市商工観光部商工課

■教育文化施設等

[H19.3.31時点]

区分	No.	市中心部	所在地	市全体
幼稚園	1	盛岡幼稚園	中央通一丁目	32
	2	盛岡聖公会付属仁王幼稚園	中央通三丁目	
	3	桜幼稚園	若園町	
小学校	1	仁王小学校	本町通二丁目	48
	2	城南小学校	若園町	
	3	桜城小学校	大通三丁目	
	4	杜陵小学校	肴町	
	5	大慈寺小学校	大慈寺町	
	6	河北小学校	長田町	
中学校	1	下橋中学校	馬場町	35
	2	岩手中学校	長田町	
高校	1	盛岡第二高校	上ノ橋町	18
	2	岩手女子高校	大沢川原一丁目	
	3	岩手高校	長田町	
大学	1	岩手医科大学	内丸	3
専門学校・各種学校	1	盛岡ペットワールド専門学校	大沢川原三丁目	19
	2	岩手医科大学歯科技工専門学校	内丸	
	3	岩手医科大学歯科衛生専門学校	内丸	
	4	岩手看護専門学校	長田町	
	5	盛岡医療福祉専門学校	中央通三丁目	
	6	北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ	盛岡駅西通二丁目	
	7	北日本ヘア・スタイリストカレッジ	盛岡駅西通二丁目	
	8	菜園調理師専門学校	菜園二丁目	
	9	盛岡調理師専門学校	中央通三丁目	
	10	盛岡ヘアメイク専門学校	盛岡駅前北通	
	11	北日本医療福祉専門学校	盛岡駅西通二丁目	
	12	盛岡社会福祉専門学校	菜園二丁目	
	13	盛岡カレッジオブビジネス	大沢川原三丁目	
	14	盛岡情報ビジネス専門学校	中央通三丁目	
	15	上野法律ビジネス専門学校	材木町	
	16	盛岡医療福祉専門学校	大沢川原三丁目	
	17	東亜和裁士育成学院	菜園一丁目	
	18	盛岡公務員法律専門学校	中央通三丁目	
図書館	1	県立図書館（アイーナ）	盛岡駅西通一丁目	5
博物館・美術館等	1	もりおか啄木賢治青春館	中ノ橋通一丁目	18
	2	野の花美術館	紺屋町	
	3	盛岡てがみ館	中ノ橋通一丁目	
公立屋内スポーツ施設	0	なし		7
公立屋外スポーツ施設	0	なし		26
文化機関	1	盛岡劇場	松尾町	5
	2	市民文化ホール	盛岡駅西通二丁目	
社会教育機関〔図書館除く〕	1	河南公民館	松尾町	15

資料：盛岡市商工観光部商工課

## (2) 中心市街地における大規模建物等の既存ストックの現況

中心市街地においては、ダイエーが撤退したものの、建物所有者が同敷地内に新しいビルを建築し、現在スーパー及び専門店の構成で営業を展開している。

中心市街地に立地する大規模小売店舗

は店舗面積5,000㎡以上

店舗名称	住所	開店月	業態	店舗面積(㎡)	所在
岩手県産業会館(サンビル)	大通1	昭和36年4月	寄合百貨店	1,899	大通・菜園
永卯ビル(みかわや)	肴町	昭和41年4月	専門店	1,296	肴町・中ノ橋通
川徳ショッピングセンター	菜園1	昭和55年10月	百貨店	23,783	大通・菜園
盛岡駅ビル・フェザン	盛岡駅前通	昭和56年4月	駅ビル	16,916	盛岡駅前
中三盛岡店	中ノ橋通1	昭和56年5月	百貨店	17,126	肴町・中ノ橋通
橋市ビル(橋市)	盛岡駅前北通	昭和58年4月	専門店	1,234	盛岡駅前
光ビル(光商事)	中ノ橋通1	平成4年4月	寄合百貨店	3,098	肴町・中ノ橋通
川徳駐車場ビル(川徳CUBE-Ⅱ)	菜園1	平成7年3月	百貨店	1,773	大通・菜園
マックスバリュ盛岡駅前北通店	盛岡駅前北通	平成15年7月	スーパー	3,328	盛岡駅前
MOSS	大通2	平成18年12月	スーパー	5,698	大通・菜園
マルイチ中ノ橋通店	中ノ橋通2	平成19年7月	スーパー	1,748	肴町・中ノ橋通
計	11店舗			77,899 ㎡	

資料：岩手県商工労働観光部経営支援課

中心市街地においても大型店舗の増加傾向が見受けられるが、商業統計調査によると中心市街地全体の商店数、売場面積、および年間販売額は減少傾向にあるため、大規模小売店舗立地法の特例措置を活用し、中心市街地への大型商業施設の出店を促進していく。

## (3) 盛岡市及びその周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画の状況

盛岡市及びその周辺（滝沢村、雫石町、川井村、八幡平市、矢巾町、岩手町、紫波町、葛巻町）の1,000㎡以上の大規模集客施設の立地状況及び盛岡市内で店舗面積5,000㎡を超える大規模集客施設の概要は、以下のとおりである。

区分	1,000～ 1,499㎡	1,500～ 2,999㎡	3,000～ 4,999㎡	5,000～ 9,999㎡	10,000㎡以 上	計
店舗数（店）	16	29	11	7	11	74
店舗面積計（㎡）	20,690	56,894	39,335	54,204	215,067	386,190

資料：岩手県商工労働観光部経営支援課・盛岡市商工観光部商工課

区分	滝沢村	雫石町	八幡平市	矢巾町	岩手町	紫波町	葛巻町
店舗数（店）	7	2	4	3	1	7	0
店舗面積計（㎡）	16,724	5,304	9,925	16,311	2,285	28,669	0

資料：岩手県商工労働観光部経営支援課・盛岡市商工観光部商工課

■盛岡市内の大規模集客施設(店舗面積5,000㎡以上)

は中心市街地に立地

店舗名称	住所	開店日	業態	店舗面積(㎡)
川徳ショッピングセンター	菜園1	昭和55年10月	百貨店	23,783
盛岡駅ビル・フェザン	盛岡駅前通	昭和56年4月	駅ビル	16,916
中三盛岡店	中ノ橋通1	昭和56年5月	百貨店	17,126
シティ青山店	月ヶ丘2	昭和59年6月	スーパー	14,675
盛岡手づくり村	繫	昭和61年5月	観光等施設	9,526
アネックス川徳	緑が丘4	平成1年11月	百貨店	11,114
SUPER・CENTER・MITAKE	みたけ2	平成4年11月	スーパー	8,186
ニューコンビネーションプラザニットー	青山4	平成9年4月	専門店	5,450
東京インテリア家具盛岡店	青山4	平成10年11月	専門店	8,907
前潟ショッピングセンター	前潟3	平成14年11月	専門店	10,733
イオンモール盛岡	前潟4	平成15年8月	スーパー・専門店	39,800
ホームックススーパーデポ盛南店	本宮熊堂	平成18年2月	専門店	9,574
イオン盛岡南SC	本宮字稲荷	平成18年9月	スーパー・専門店	37,195
盛岡南ショッピングセンター サンサ	津志田西2	平成18年12月	スーパー・専門店	13,566
MOSS	大通2	平成18年12月	スーパー	5,698
ニトリ盛岡店	上堂3	平成18年12月	専門店	6,863
ラウンドワン盛岡	盛岡駅西通2	平成19年8月	アミューズメント	13,600
イオンスーパーセンター盛岡洪民店	玉山区洪民	平成20年春予定	スーパー・専門店	16,320
18施設				269,032

資料：岩手県商工労働観光部経営支援課・盛岡市商工観光部商工課

※盛岡手づくり村・ラウンドワン盛岡は延べ床面積（新聞報道等による）

[ 4 ] 都市機能の集積のための事業等

- ・ 大通三丁目地区再開発ビル建設事業
- ・ 中ノ橋通一丁目プロジェクト事業
- ・ 盛岡表参道・暮らしと賑わい再生事業
- ・ 空き店舗活用促進事業
- ・ 盛岡駅東西自由通路整備事業
- ・ バスセンター周辺地区再整備事業
- ・ 歴史文化施設整備事業

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### 個別事業に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

##### (1) 公共交通機関の利用性の増進に関連した活動

###### ■都心循環バス（でんでんむし）の運行実験

###### ○実施目的

公共交通を中心とした快適な移動環境を創出し、中心市街地の活性化、観光振興を図るため、本格運行に向け、運行経路、本数、料金等の課題の調査を行なった。

###### ○実施期間

- ・夏季運行実験 平成11年5月～平成11年9月
- ・冬季運行実験 平成11年12月～平成12年2月

###### ○実施場所

盛岡駅⇄材木町⇄中央通⇄本町通⇄若園町⇄中ノ橋通⇄内丸⇄菜園⇄盛岡駅

###### ○実施主体

都心循環バス運行実験実行委員会

###### ○実施内容

- ・都心循環バスの試験運行(右回り、左回り 夏季58便 冬季56便 料金100円)
- ・利用実態調査、運行実態調査、アンケート調査

###### ○実施結果等

運行実験により明らかとなった課題の改善を行い、平成12年4月から本格運行（柵岩手県交通）となった。運行にあたっては、中心商店街との連携を図ったことにより、買物での利用者との相乗効果が高まり、現在も市民や観光客の手軽な中心市街地の交通手段として、利用者数が増加している。

この結果は、中心市街地の公共交通の利便性の増進を図る上でも重要なものであり、当該基本計画事業の「もりおか交通戦略策定事業」「公共交通移動円滑化設備整備費補助事業」「バス利用促進等総合対策事業」などに活かされる。

###### ■盛岡シネマタウン社会実験

###### ○実施目的

盛岡の大通等の中心市街地において「歩いて楽しむ街」をめざし、みちのく国際ミステリー映画祭等の市民イベントともタイアップしながら、大通のランジットモール化（一般車両の進入禁止と小型ノンステップバスの運行）やオープンカフェ等を実施し、その効果や課題の調査を行った。



### ○実施期間

- ・第1回 平成16年10月2日～10月10日 (午前11時～午後6時)
- ・第2回 平成16年10月23日～10月31日 (午前11時～午後6時)

### ○実施場所

大通商店街ほか

### ○実施主体

盛岡シネマタウン社会実験実行委員会

### ○実施内容

- ・大通における一般車両の進入禁止
- ・小型低床循環バスの運行 (愛称「でんでんむし大通号」)
- ・パーキングチケット用駐車スペース (38台分) の活用
- ・自転車置き場、オープンカフェ
- ・来街者アンケート調査の実施
- ・市民フォーラムの開催

### ○実施結果等

各種アンケート等からは、小型低床循環バスの運行については、一般歩行者や商店街から好評を得た。また、放置自転車を仮の駐輪場に整理したところ、歩道が広くなり歩きやすくなったことなど、歩行者の利便が向上したという回答が多く寄せられた。

この結果は、公共交通の利用促進等に向けた貴重なデータとなり、当該基本計画事業の「もりおか交通戦略策定事業」「商店街交通機関利用促進事業」「映画の街盛岡推進事業」などに活かされる。

## (2) 商業の活性化に関連する活動

### ■大通パーキングチケット制駐車帯に係る駐輪帯転換試行

#### ○実施目的

歩道にあふれた自転車で歩行者の障害となっている大通商店街において、安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、一定期間、車道上のパーキングチケット制駐車帯の一部を自転車駐車帯 (以下、駐輪帯という。) に転用することで、歩行者空間の創出に寄与する効果を検証した。

#### ○実施期間

- ・平成18年10月10日 (火) 午前8時30分から
- ・平成18年10月31日 (火) 午後4時までの22日間 (24時間実施)

#### ○実施場所 (箇所) 及び駐車帯台数

箇所	場所 (箇所)	転換駐車台数	備考
1	大通一丁目9番10号(ミスタードーナツ前)	3台分	北側
2	大通二丁目2番18号(野村証券株盛岡支店前)	2台分	南側
3	大通二丁目3番7号(CT-33ビル前)	2台分	北側
4	大通三丁目1番23号(クリエイトビル前)	3台分	南側
計	4箇所	10台分	

#### ○実施主体

盛岡市

## ○実施（概要）

実施する内容は次のとおり。

- ・駐輪状況調査
- ・駐輪帯転換実施方法

## ○実施結果等

大通商店街の歩道が、放置自転車等によって良好な道路環境を阻害されていることから、放置自転車等対策の実験として、チケット制駐車帯 39 台分のうち 10 台分について、実施場所を変えて駐車帯を駐輪帯に転換する実験を行なった。

大通商店街歩道には、夏期間では概ね 800 台前後の自転車が放置されているが、実験の結果、想定駐輪台数 98 台に対して平均 100 台、102%の利用率が認められた。

実験個所においては、歩道上への乱雑な駐輪はほとんどなくなり、歩行者環境や景観が大きく向上することが確認された。

この結果は、自転車の利用促進に向けた貴重なデータとなり、当該基本計画事業の「自転車利用促進事業」に活かされる。

## ■シネ街ック再発見事業

### ○実施目的

市中心部には映画館が集積する「映画館通り」と称される通りがあり、「みちのく国際ミステリー映画祭」が開催されるなど、独特の映画文化を有しており、中心市街地を活性化させるためには、この映画文化を地域資源として活用し、「映画の街盛岡」の情報発信を行なうことが重要と考える。この事業は、市民の意識の醸成を図ることも見据えた取り組みとして実施した。

### ○実施時期

平成 18 年 6 月～平成 19 年 3 月

※企画展は平成 18 年 10 月 6 日～平成 18 年 11 月 13 日

### ○実施場所

映画館通り（大通）

### ○実施主体

シネ街ック再発見実行委員会

### ○実施内容

- ・シネ街ック企画展（映画コレクション展、ミニアター、昭和の映画館通りの再現など）
- ・映画券、駐車券、商品券セットチケットの販売
- ・路地小路ネーミング
- ・ストリートギャラリー
- ・アンケート調査

### ○実施結果

企画展は期間中、約 3,400 名の入場者があり、盛岡の映画文化の紹介をすることができたほか、アンケート調査により、市民が映画館通りに愛着を持



ち、今後も映画の街盛岡として情報発信していく方向性を確認することができた。

この結果は、映画を切り口としたまちづくりに向けた貴重なデータとなり、当該基本計画事業の「映画の街盛岡推進事業」や「映画祭開催事業」に活かされる。

## [2] 都市計画との調和等

### (1) 総合計画、地域再生計画、都市計画マスタープラン、その他法令に基づく種々の計画との整合性について

#### ① 盛岡市総合計画との整合性について 再掲

##### 1) 目指すまちづくりの基本理念

盛岡市は、城下もりおかのまちづくりから400年を超える歴史の中で、中津川や北上川、雫石川などの河川、市内から眺望できる岩手山や姫神山、市街地を囲む田園地帯と丘陵地などの優れた自然に恵まれながら、岩手県の県都として多くの都市機能が集積するとともに、東北新幹線や東北縦貫自動車道の高速交通及び国道46号や国道106号の横軸連携の結節点として、北東北の交流拠点の役割を担ってきました。このような多くの市民により築かれてきた財産と個性を生かしながら、将来をみすえて新しい盛岡市を築いていくために、

- ・地域の個性を生かしながら新しい魅力を生み出す「継承と創造」のまちづくり
- ・多様な交流により賑わいがつくられる「求心力」のあるまちづくり
- ・市民一人ひとりが個性と能力を伸ばすことができる「人が活きる」まちづくり
- ・市民みずからがまちづくりの主体となる「市民起点」のまちづくり
- ・地域の将来に責任を持ち問題をみずから解決できる「自律」のまちづくり

を、これからの盛岡市のまちづくりの基本理念とします。

##### 2) まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念に基づき、目指す将来像を次のとおりとします。

**「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」**

盛岡の個性ある歴史・文化やまちを取り巻く美しい自然を保存継承しながら、多くの人を引きつける魅力と求心力を持つ都市づくりを行うとともに、地域の特性をいかした産業の振興、盛岡ブランドの確立などにより、少子高齢・人口減少社会にあっても、人々が集まり、多様な分野で活発な交流が展開されて、活力が生み出されるまち盛岡を目指します。

また、市民一人ひとりの自分が住むまちを良くしようとする心がかされた住みよい生活環境を持ち、人と人とが支え合える地域社会が形成され、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる、人にやさしいまち盛岡



を目指します。

みずからの責任と権利のもとで地域の課題を解決し、自分たちのまちは自分たちで創るという自律のまちづくりを進めるとともに、広い視野と新しい発想で世界の市民と交流できる人と文化を育む、世界に通ずる「元気なまち盛岡」を実現します。

## ②盛岡市都市計画マスタープラン 再掲

### ●都市計画マスタープラン「中心地域」地域別構想

「都市計画マスタープラン」は、まちづくりの目標を住民参加のもとに策定する都市計画の基本方針である。平成18年3月に中心地域の地域別構想を策定している。

#### 「中心地域」地域別構想

## 都市の趣<sup>おもむき</sup>を大切にした 元気で 心豊かな まちづくり ～ 水と歴史が育み 人情と活気あふれる 中心地域 ～

### 人にやさしく元気なまちづくり

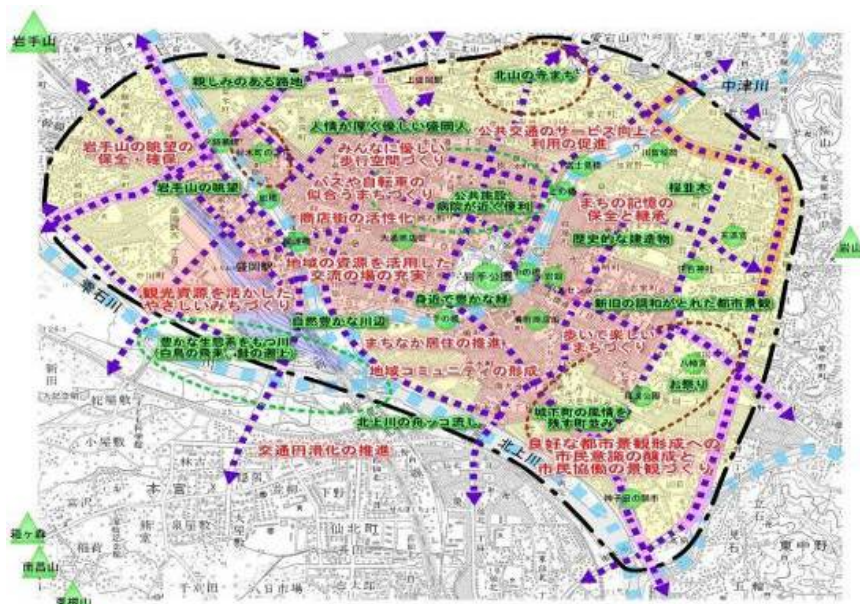
都市交通の円滑化を推進するため、効率的な交通網整備や適切な交通誘導を行うとともに、公共交通や自転車の利便性の向上と利用促進により交通混雑を緩和して、バスや自転車が似合うまちづくりをめざします。また、歩行者が安心して快適に通行できる道路づくりのために、歩行空間の確保とバリアフリーやユニバーサルデザインに努めます。あわせて、商店街の活性化や観光資源を活かした道路整備などによって、歩いて楽しく元気な中心市街地をめざして、地域と一体となったまちづくりを推進して行きます。

### みんなで気づき、守り育てる盛岡の景観

大切な盛岡の都市景観を守り育てて、後世に盛岡らしい景観を引き継ぐために、地域の景観形成に関するより一層の意識の醸成に努めて、岩手山眺望の確保や建築形態の規制など、まちの記憶を大切にしたい良好な都市景観の形成に向けた市民協働の景観づくりを行うとともに、中心市街地の活性化につながる積極的な景観の活用を図ります。

### さあ始めよう！ 身近なところのまちづくり

まちなか居住の推進を図るとともに、地域の安心安全を支えるコミュニティの形成をめざして、新旧住民や世代を超えた交流を促進するため、身近な自然環境や公共施設、商店街を交流の場として充実を図り、皆が集える環境づくりを進めます。また、来訪者にもやさしいまちづくりによって様々な交流を図りながら、この地に住まい、この地を愛する心を育む、より良いまちづくりを推進します。



### ③盛岡市地域再生計画（平成16年6月及び17年11月認定）

再掲

#### ●名称

「まちなか観光」と「まちなか居住」による元気なまちの再生

#### ●地域再生計画の作成主体と区域

盛岡市全域

#### ●地域再生計画の目標

##### 1) 盛岡市の現状及び地域再生計画策定の経緯

盛岡市は、盛岡藩の城下町として、400年の歴史と伝統に生まれ、岩手山をはじめとする山並みを背に、北上川・中津川・雫石川の三川がまちなかを悠然と流れる「杜と水の都」である。また、県都として岩手県の発展の誘導的役割を担うとともに、東北新幹線の八戸延伸などを契機として、北東北の交流拠点都市としての役割が一層期待されている。

しかし、少子高齢化の進行、経済のグローバル化、地方財政の硬直化といった社会経済情勢の変化は、盛岡市における経済状況や雇用情勢にも大きな影響を及ぼしている。

特に、「まちの顔」である中心市街地は、自家用車の集中や基盤整備の不足による慢性的な交通混雑の発生、郊外への大型店の出店による商店街の空き店舗の増加等により、販売額や占有率が横ばいまたは衰退の方向にあり、併せて、若年層を中心とした雇用状況の悪化も顕著となっている。

##### 2) 地域再生計画『「まちなか観光」と「まちなか居住」による元気なまちの再生』の内容

盛岡市は、古い歴史に裏付けられた高い文化と優れた環境に恵まれた多数の観光資源が市内各地に存するとともに、春はチャグチャグ馬コ、夏はさんさ踊り、秋は盛岡八幡宮大祭（秋まつり）などの行事が行われ、また、半径100kmの範囲内に八幡平と陸中海岸の2つの国立公園を有する北東北の観光拠点都市である。

また、盛岡市は、岩手県の県都として、美しい緑と清らかな水に囲まれ、古くからの街並みと温かい人情が残るまちであり、中心部におけるマンションが100棟を超えるなど、市民の都心居住への指向が高い都市である。

地域再生計画は、盛岡城跡を中心に中心市街地が高密度に形成された盛岡市の特性を活かし、市民やNPOとの協働を図りながら、次の観点によって『まちなか観光』『まちなか居住』を推進することにより、中心市街地における観光や商業の活性化と市民の都心居住回帰を図り、活力ある地域経済の再生に努め、「再び訪れたいまち」「住みやすいまち」という元気なまちを実現しようとするものである。

#### i 『まちなか観光』

『まちなか観光』は、次の施策により、恵まれた歴史的・文化的資源や自然環境を活かし、交流人口の増加を図ることにより、まちの活性化につなげようとするものである。

「歩いて楽しむまちづくり」	通り（ストリート）や周辺の広場を活用し、地域住民の参画の下に行う祭り、市、展示会、演奏会等のイベントやオープンカフェの開催、また、市内の祭りイベント会場周辺の通り（ストリート）における物販や各種の催しの開催によって魅力を高めた商店街と、市内に点在する歴史的、観光資源、また、まちなかを流れる川の河川敷や多くの橋を歩行や自転車で回遊・巡回し、盛岡の魅力に触れてもらおうとするもの
「花と緑のガーデン都市づくり」	市民、事業者及び行政の協働により市内の商店街をハンギングバスケット等で飾り、花と緑・賑わいとうるおいにあふれ、来訪する観光客に居心地のよい空間を楽しんでいただけるようなまちづくりを進めることにより、商店街の活性化と観光客の誘致を図ろうとするもの
「観光関連事業の活性化」	観光ルート別運賃の導入によるタクシー観光の充実により広域を含めた区域での観光促進を図るとともに、秋まつりの円滑な実施や映画ロケ等の誘致促進により盛岡市の知名度の向上と観光客誘致を図ろうとするもの
ii 『まちなか居住』 『まちなか居住』は、次の施策により、中心市街地に働く人と住む人を確保し、少子・高齢社会における都市中心部の活力を維持しようとするもの。	
「商店街の利用促進」	通り（ストリート）や周辺の広場を活用し、地域住民の参画の下に行う祭り、市、展示会、演奏会等のイベントやオープンカフェの開催、また、市内の祭りイベント会場周辺の通り（ストリート）における物販や各種の催しの開催によって魅力を高め、日常的に中心市街地の商店街の利用が図られるようにしようとするもの
「安全で快適な都市空間の創出」	平成 16 年度に実施した大通トランジットモール社会実験を契機として、車から公共交通機関への転換促進、車に依存しない歩行者優先のまちづくりを進めることにより、誰もが安心して生活できる安全で快適な都市空間を創出しようとするもの
「盛岡市雇用推進計画」	中小企業の経営基盤強化への支援等による「企業活性化支援や民間活力による雇用創出の推進」及び若年層雇用の促進等による「行政活動による雇用創出の推進」により、企業活動の活性化を図り、中心市街地における雇用の場を確保しようとするもの
「地域資源の保護・保全」	地域と行政、NPO 団体等との協働を進め、「杜と水の都」の象徴である河川敷や橋の清掃、清らかな川を環境を保持する運動、公園の美化や緑化の推進に努め、快適でうるおいのある都市空間を確保しようとするもの

#### ④ 市街化調整区域の既存集落における自己用建築物の立地規制緩和について

本市においては、近年の少子高齢化・人口減少社会の到来により、市街化調整区域における既存集落の衰退が著しく、地域コミュニティの維持が危惧されていることから、平成 20 年 12 月議会に上程を予定している都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく条例制定により、既存集落の区域を定め、自己用建築物の立地について、限定的に規制緩和を行なうものである。

このことは、市街化調整区域における既存集落の衰退を抑え、地域コミュニティの維持を図ろうとするものであり、本市における持続可能な都市形成を目指すコンパクトシティの考え方と相反しないものである。

**[3] その他の事項**

特になし

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. [6]盛岡市中心市街地活性化基本方針 3. [1] 中心市街地の活性化の目標[2] 目標年次の考え方[3] 数値目標設定の考え方 (P58～P59、P65～P66 参照)
	認定の手続	9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 (P126～P130 参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域 (P60～P61 参照)
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 (P123～P132 参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 (P133～P142 参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 (P143～P150 参照)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 (P82～P122 参照)
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標 (P65～P81 参照)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8までの全ての事業等を実施主体を記載している。 (P82～P122 参照)
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8までのすべての事業等は、計画期間の平成24年度までに完了若しくは着手できる見込みである。 (P82～P122 参照)